

小分野 3-(1)-①

土地利用

基本計画

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ②1 もっと生駒が好きになる！～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ②2 まちづくりに関心を持ち、無理なくできることからまちづくり活動を始める。

市民2人以上でできること

- ①1 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ②1 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ①3 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ①4 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。(都市計画課)
- ①2 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ①3 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ①4 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ①5 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ①6 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域<sup>※1</sup>や市街化調整区域<sup>※2</sup>、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ①7 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ①8 市民主体のまちづくりを支援するための仕組み(仮称)まちづくり条例)づくりに向けて取り組みます。(都市計画課・建築課)
- ①9 都市の低炭素化の促進に関する法律<sup>※3</sup>に基づき、地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。(都市計画課・建築課)
- ②1 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画<sup>※4</sup>の導入を支援します。(都市計画課)
- ②2 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

※1 市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域。

※3 都市の低炭素化の促進に関する法律:略称「エコまち法」といい、都市におけるCO2排出量を減らして低炭素都市を実現することを目的として制定。コンパクトなまちづくりを促進する。

※4 地区計画:それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

小分野 3-(1)-①

土地利用

基本計画

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。(都市計画課)
- ①2 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ①3 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ①4 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ①5 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ①6 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域<sup>※1</sup>や市街化調整区域<sup>※2</sup>、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ①7 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ①8 市民主体のまちづくりを支援するための仕組み(仮称)まちづくり条例)づくりに向けて取り組みます。(都市計画課・建築課)
- ①9 地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。(都市計画課・建築課)
- ②1 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画<sup>※3</sup>の導入を支援します。(都市計画課)
- ②2 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ②1 もっと生駒が好きになる!～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ②2 まちづくりに関心をもち、無理なくできることからまちづくり活動を始める。

市民2人以上でできること

- ①1 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ②1 地域のまちなり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ①3 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ①4 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

※1 市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域。

※3 地区計画:それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

小分野 3-(1)-②

住宅環境

基本計画

4年後のまち

- ① 良好な市街地環境が維持され、災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して快適に生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ①2 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ②1 将来を見据えてバリアフリー<sup>\*1</sup>化を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ①2 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ①2 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ①3 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ②1 バリアフリー化された住宅を供給する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ①2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ①3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ①4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページの活用や様々な機会をとらえて情報提供を行います。(建築課)
- ①5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ①6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図ります。(建築課)
- ①7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり景観課)
- ①8 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(建築課・都市計画課)
- ②1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ②2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(営繕課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

#### 小分野 3-(1)-②

#### 住宅環境

#### 基本計画

##### 4年後のまち

- ① 良好な市街地環境が維持され、災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して快適に生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

##### 市民等の役割分担

###### 市民1人でできること

- ① 1 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ① 2 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ② 1 将来を見据えてバリアフリー<sup>\*1</sup>化を行う。

###### 市民2人以上でできること

- ① 1 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ① 2 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

###### 事業者でできること

- ① 1 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ① 2 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ① 3 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ② 1 バリアフリー化された住宅を供給する。

##### 行政の4年間の主な取組

- ① 1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ① 2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ① 3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ① 4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページの活用や様々な機会をとらえて情報提供を行います。(建築課)
- ① 5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ① 6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図ります。(建築課)
- ① 7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり景観課)
- ① 8 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(都市計画課)
- ① 9 コミュニティづくり等の視点から、まちづくりや空き家問題に対処します。(建築課)
- ① 10 既存住宅の流通を支援します。(建築課)
- ② 1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ② 2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(営繕課)

\*1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(1)-③

拠点整備

基本計画

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を見据えた新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市計画課)
- ①2 まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市計画課)
- ①3 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市計画課)
- ②1 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市計画課)
- ②2 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域において、必要な基盤整備を考えつつ、地域特性を活かした適切なまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ<sup>※1</sup>整備の方針を定めます。(都市計画課・事業計画課)
- ②4 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅を見据えたまちづくりの実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。(都市計画課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングで意見を述べる。
- ①2 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ①1 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ②1 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ①1 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ①2 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ①3 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅について関心を持ち、新駅誘致活動に協力する。

※1 インフラ:インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

小分野 3-(1)-③

拠点整備

基本計画

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を見据えた新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民アンケートやワークショップなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市計画課)
- ①2 まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市計画課)
- ①3 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市計画課)
- ②1 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市計画課)
- ②2 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域において、必要な基盤整備を考えつつ、地域特性を活かした適切なまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ<sup>※2</sup>整備の方針を定めます。(都市計画課・事業計画課)
- ②4 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅を見据えたまちづくりの実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。(都市計画課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市民アンケートやワークショップ<sup>※1</sup>などで意見を述べる。
- ①2 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ①1 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ②1 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ①1 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ①2 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ①3 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅について関心をもち、新駅誘致活動に協力する。

※1 ワークショップ:小分野 1-(1)-①参照。

※2 インフラ:インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

小分野 3-(2)-①

道路

基本計画

4年後のまち

① 安心して安全な暮らしを支えるみちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 道路整備事業に対する理解を深める。
- ①2 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ①3 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ①4 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ①2 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者でできること

- ①1 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ①2 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ①3 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路（国道163号バイパス）や枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。（事業計画課）
- ①2 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。（土木課）
- ①3 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。（土木課）
- ①4 被災時において第三者被害が想定される道路施設（道路ストック\*1）の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。（管理課・土木課・環境モデル都市推進課）
- ①5 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査を計画的に進めます。（事業計画課）
- ①6 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。（事業計画課）
- ①7 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。（事業計画課）
- ①8 安全な道路環境を維持するため、日常的な保守点検を行い、危険箇所の解消に努めます。（管理課）

※1 道路ストック：橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等（ペDESTリアンデッキ含む）、街路灯、案内標識等、防護柵類など

小分野 3-(2)-①

道路

#### 基本計画

#### 4年後のまち

- ① 安心して安全な暮らしを支えるみちづくりが進んでいる。

#### 市民等の役割分担

##### 市民1人でできること

- ① 1 道路整備事業に対する理解を深める。
- ① 2 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ① 3 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ① 4 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

##### 市民2人以上でできること

- ① 1 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ① 2 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

##### 事業者でできること

- ① 1 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ① 2 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ① 3 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

#### 行政の4年間の主な取組

- ① 1 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路(国道163号バイパス)や県道枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。(事業計画課)
- ① 2 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。(土木課)
- ① 3 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。(土木課)
- ① 4 被災時において第三者被害が想定される道路施設(道路ストック<sup>※1</sup>)の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。(管理課・土木課・環境モデル都市推進課)
- ① 5 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査を計画的に進めます。(事業計画課)
- ① 6 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。(事業計画課)
- ① 7 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。(事業計画課)
- ① 8 安全な道路環境を維持するため、日常的な保守点検を行い、危険箇所の解消に努めます。(管理課)
- ① 9 阪奈道路辻町ICの整備について関係機関と協議・連携し、計画を具体化します。(事業計画課)

※1 道路ストック:橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等(ペDESTリアンデッキ含む)、街路灯、案内標識等、防護柵類など

## [現行]

小分野 3-(2)-②

公共交通

## 基本計画

## 4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

## 市民等の役割分担

## 市民1人でできること

- ①1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ①2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ②1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ②2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ②3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

## 市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ①2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

## 事業者でできること

- ①1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ①2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ①3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ①4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。
- ②1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ②2 公共交通機関を積極的に利用するよう心がける。

## 行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ①2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ①3 鉄道を利用しやすくするため、駅周辺の駐輪場所の整備に向け、関係機関と協議するとともに、市営駐車場の利用を促進して送迎等の乗降車環境を整えます。(生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ①5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ②1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ①2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ②1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ②2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ②3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ①2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

事業者でできること

- ①1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ①2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ①3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ①4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。
- ②1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ②2 公共交通機関を積極的に利用するよう心がける。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ①2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ①3 鉄道を利用しやすくするため、駅周辺の駐輪場所の整備に向け、関係機関と協議するとともに、市営駐車場の利用を促進して送迎等の乗降車環境を整えます。(生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ①5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ②1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照



小分野 3-(3)-①

5R※1(リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル)【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 5R(リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 物はやがてごみになることを意識して、買物行動をする。
- ①2 マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。
- ②1 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ①1 ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ②1 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ①1 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ①2 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ①3 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ①4 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ②1 ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

行政の4年間の主な取組

- ①1 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ①2 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ①3 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ①4 ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ①5 ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ①6 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ②1 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ②2 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ②3 家庭系ごみの有料制を導入し、燃やすごみの減量を図ります。(環境事業課)
- ②4 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)
- ②5 市民が行う生ごみ減量のための取組を支援します。(環境事業課)
- ②6 家庭から出る燃えるごみの排出量を平成25年度比で25%減少させます。(環境事業課)
- ②7 紙おむつ現物支給対象者への指定袋の支給を改め、紙おむつについては、指定ごみ袋ではなく、透明・半透明のごみ袋に入れて排出できるよう変更します。(環境事業課)
- ②8 ごみ処理手数料収入、ごみ処理量の減少によるコスト削減分について、環境対策等に活用します。(環境事業課)
- ②9 ごみ有料化について、運用面のさらなる改善を図ります。(環境事業課)

※1 5R:Reduce(リデュース=発生抑制)、Refuse(リフューズ=拒否)、Reuse(リユース=再使用)、Repair(リペア=修理)、Recycle(リサイクル=再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①2 環境白書や省エネに関する手法・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス<sup>※1</sup>、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ①6 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①7 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境モデル都市推進課)
- ②1 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ②2 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 マイバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ②2 エネルギー効率の高い家電製品を使用するなどライフスタイルの省エネ化を進める。
- ②3 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域での環境保全活動を実施する。
- ①2 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ②2 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ②3 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ②4 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

※1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 マイバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ②2 エネルギー効率の高い家電製品を使用するなどライフスタイルの省エネ化を進める。
- ②3 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域での環境保全活動を実施する。
- ①2 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ②2 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ②3 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ②4 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①2 環境白書や省エネに関する手法・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス<sup>※1</sup>、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 市立病院や市役所、各学校など、施設の特性や改修時期等を勘案しながら、災害対応のためにも、太陽光発電・コージェネレーションシステム等の導入を進めます。(環境モデル都市推進課)
- ①5 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①6 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ①7 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①8 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境モデル都市推進課)
- ②1 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ②2 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課)
- ②3 ITとエネルギーを土台とした多角的な地域密着型のサービスの実現に向け、検討を進めます。(環境モデル都市推進課)

※1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

## [現行]

## 小分野 3-(4)-①

## 生活排水対策

## 基本計画

## 4年後のまち

- ① 下水道や合併処理浄化槽<sup>※1</sup>の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

## 市民等の役割分担

## 市民1人でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 下水道接続家庭では、宅地内の排水柵など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ①3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ①4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ①6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

## 市民2人以上でできること

- ①1 地域で生活排水対策を実践する。
- ①2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

## 事業者でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水柵について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ①3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ①5 地域の河川美化活動を実施する。

## 行政の4年間の主な取組

- ①1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道管理課・下水道推進課)
- ①2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道管理課)
- ①3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道管理課)
- ①4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくりまします。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

4年後のまち

- ① 下水道や合併処理浄化槽<sup>※1</sup>の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 下水道接続家庭では、宅地内の排水桝など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ①3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ①4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ①6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で生活排水対策を実践する。
- ①2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

事業者でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水桝について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ①3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ①5 地域の河川美化活動を実施する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課)
- ①2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道課)
- ①3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課)
- ①4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくります。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

小分野 3-(4)-②

公害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 禁止されている屋外焼却(野焼き)をやめる。
- ①2 テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ①3 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ①2 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者でできること

- ①1 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ①3 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ①4 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ①5 有害化学物質の適正管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①3 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。(環境モデル都市推進課)
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。(環境モデル都市推進課)
- ①5 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。(環境モデル都市推進課)
- ①6 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。(環境モデル都市推進課)

# [変更後]

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち  
(4)生活環境の整備

小分野 3-(4)-②

公害対策

## 基本計画

### 4年後のまち

- ① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

### 市民等の役割分担

#### 市民1人でできること

- ①1 禁止されている屋外焼却(野焼き)をやめる。
- ①2 テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ①3 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

#### 市民2人以上でできること

- ①1 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ①2 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

#### 事業者でできること

- ①1 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ①3 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ①4 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ①5 有害化学物質の適正管理を徹底する。

### 行政の4年間の主な取組

- ①1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①3 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。(環境モデル都市推進課)
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。(環境モデル都市推進課)
- ①5 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。(環境モデル都市推進課)
- ①6 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。(環境モデル都市推進課)

# [現行]

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

## 基本計画

### 4年後のまち

- ① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

### 市民等の役割分担

#### 市民1人でできること

- ①1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ①2 ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ①3 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ①4 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ①5 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

#### 市民2人以上でできること

- ①1 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

#### 事業者でできること

- ①1 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ①3 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ①4 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ①5 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

### 行政の4年間の主な取組

- ①1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ①2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課)
- ①5 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

基本計画

4年後のまち

- ① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ①2 ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ①3 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ①4 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ①5 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

事業者でできること

- ①1 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ①3 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ①4 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ①5 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ①2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 防犯カメラの設置や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課)
- ①5 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-④

上水道

基本計画

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を継続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置<sup>※1</sup>や貯水槽水道<sup>※2</sup>の適正な管理を行う。
- ②1 飲み水として水道水を積極的に利用する。

市民2人以上でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ①3 専用水道<sup>※3</sup>の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(総務課)
- ①2 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ①3 直結給水<sup>※4</sup>の範囲を拡大します。(工務課)
- ①4 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・浄水場)
- ①5 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(浄水場)
- ①6 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(浄水場)
- ②1 経費の節減に取り組むとともに、収入確保などにつながる取組として、水飲み場や給水スポットなどの整備により水道水の利用を促進します。(総務課)
- ②2 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ②3 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・浄水場)
- ②4 水道システム<sup>※5</sup>を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(総務課・工務課・浄水場)
- ②5 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)

※1 給水装置: 道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等

※2 貯水槽水道: ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備

※3 専用水道: 飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等

※4 直結給水: 受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式

※5 水道システム: 水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

小分野 3-(4)-④

上水道

基本計画

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を継続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置<sup>※1</sup>や貯水槽水道<sup>※2</sup>の適正な管理を行う。
- ②1 飲み水として水道水を積極的に利用する。

市民2人以上でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ①3 専用水道<sup>※3</sup>の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(総務課)
- ①2 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ①3 直結給水<sup>※4</sup>の範囲を拡大します。(工務課)
- ①4 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・浄水場)
- ①5 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(浄水場)
- ①6 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(浄水場)
- ②1 経費の節減に取り組むとともに、収入確保などにつながる取組として、水飲み場や給水スポットなどの整備により水道水の利用を促進します。(総務課)
- ②2 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ②3 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・浄水場)
- ②4 水道システム<sup>※5</sup>を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(総務課・工務課・浄水場)
- ②5 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)

※1 給水装置: 道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等

※2 貯水槽水道: ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備

※3 専用水道: 飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等

※4 直結給水: 受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式

※5 水道システム: 水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

小分野 3-(5)-①

自然的資源

基本計画

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなど自然環境を後世に残していくための取組が進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ① 2 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ② 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体<sup>※2</sup>」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ② 2 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 3 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 4 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ② 5 里山の維持・再生や市街化区域<sup>※3</sup>内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課)
- ② 6 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ② 7 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ② 8 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境モデル都市推進課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 1 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 2 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ② 3 アダプトプログラム<sup>※1</sup>やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ② 4 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 1 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ① 2 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ② 1 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ② 2 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

※1 アダプトプログラム:「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体:地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

※3 市街化区域:小分野 3-(1)-①参照

小分野 3-(5)-①

自然的資源

基本計画

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなど自然環境を後世に残していくための取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 1 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 2 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ② 3 アダプトプログラム<sup>※1</sup>やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ② 4 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 1 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ① 2 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ② 1 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ② 2 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ① 2 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ② 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体<sup>※2</sup>」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ② 2 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 3 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 4 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ② 5 里山の維持・再生や市街化区域<sup>※3</sup>内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課)
- ② 6 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ② 7 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ② 8 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境モデル都市推進課)

※1 アダプトプログラム:「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体:地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

※3 市街化区域:小分野 3-(1)-①参照

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金<sup>※1</sup>に寄附等を行うことにより、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化します。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)

※1 生駒市みどりの基金:花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

基本計画

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金\*1に寄附等を行うことにより、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化します。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)
- ②7 管理経費の削減及び落葉問題等を解決するため、地元と調整を図りながら街路樹の更新を行います。(公園管理課)

\*1 生駒市みどりの基金:花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

## [現行]

## 小分野 4-(1)-①

## 地域福祉活動 【重点分野】

## 基本計画

## 4年後のまち

- ① 住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。

## 市民等の役割分担

## 市民1人でできること

- ①1 近隣住民間のつながりを深める。  
①2 地域のことに関心を持つ。  
①3 地域福祉活動へ積極的に参加する。

## 市民2人以上でできること

- ①1 住民による見守りや支え合いを目的とした近隣や地域社会、民間事業者、ボランティア団体などの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。  
①2 地域における福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。  
①3 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

## 事業者でできること

- ①1 地域の一員としての福祉活動へ参加する。  
①2 関係機関等との連携を図る。

## 行政の4年間の主な取組

- ①1 出前講座や広報紙等を通じて、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。(高齢福祉課)  
①2 地域での支え合い、助け合いの推進と地域福祉の担い手の養成・育成を図ります。(高齢福祉課)  
①3 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。(高齢福祉課)  
①4 ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。(高齢福祉課)  
①5 地域福祉活動が効果的に機能するよう、市民活動推進センターからポートや社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割を分担しつつ、連携を強化します。(高齢福祉課)  
①6 地域における高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援の充実を図ります。(高齢福祉課)  
①7 地域包括支援センター<sup>※1</sup>などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター:高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

# [変更後]

## 4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

### (1)地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

小分野 4-(1)-①

地域福祉活動 【重点分野】

#### 基本計画

#### 4年後のまち

- ① 住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。

#### 市民等の役割分担

##### 市民1人でできること

- ①1 近隣住民間のつながりを深める。
- ①2 地域のことに関心を持つ。
- ①3 地域福祉活動へ積極的に参加する。

##### 市民2人以上でできること

- ①1 住民による見守りや支え合いを目的とした近隣や地域社会、民間事業者、ボランティア団体などとの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。
- ①2 地域における福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。
- ①3 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

##### 事業者でできること

- ①1 地域の一員としての福祉活動へ参加する。
- ①2 関係機関等との連携を図る。

#### 行政の4年間の主な取組

- ①1 出前講座や広報紙等を通じて、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。(高齢施策課)
- ①2 地域での支え合い、助け合いの推進と地域福祉の担い手の養成・育成を図ります。(高齢施策課)
- ①3 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。(高齢施策課)
- ①4 ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。(高齢施策課)
- ①5 地域福祉活動が効果的に機能するよう、市民活動推進センターららポートや社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割を分担しつつ、連携を強化します。(高齢施策課)
- ①6 地域における高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援の充実を図ります。(高齢施策課)
- ①7 地域包括支援センター<sup>※1</sup>などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。(高齢施策課)

※1 地域包括支援センター: 高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

小分野 4-(2)-①

健康づくり

基本計画

4年後のまち

① 健診や地域の活動により、生活習慣病<sup>※1</sup>の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査<sup>※4</sup>やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん等)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。
- ①4 禁煙を心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育<sup>※2</sup>推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や保健指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス<sup>※3</sup>も含めた、職場の健康づくりを行う。

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 食育:小分野 2-(2)-②参照

※3 メンタルヘルス:心の健康のこと。

※4 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳~74歳の被保険者等に行う健康診査。

小分野 4-(2)-①

健康づくり

基本計画

4年後のまち

① 健診や地域の活動により、生活習慣病<sup>※1</sup>の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。
- ①4 禁煙を心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育<sup>※2</sup>推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や保健指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス<sup>※3</sup>も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査<sup>※4</sup>やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺炎腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 食育:小分野 2-(2)-②参照

※3 メンタルヘルス:心の健康のこと。

※4 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳~74歳の被保険者等を行う健康診査。

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 かかりつけ医を持つなど、普段から健康管理に心がける。
- ①2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ①3 医師から十分な説明を受け、自分が受ける医療の内容を理解することにより、医療に主体的に関わっていく姿勢を持つ。
- ②1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ①2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ①3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ②1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③1 病院の経営の効率化に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 今後の高齢化の進展に対応した地域完結型医療の実現を目指し、地域の病院、診療所等及び介護施設・事業者との連携体制の強化を図ります。(病院建設課)
- ①2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ①3 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ①4 かかりつけ医を持つことを推奨します。(健康課)
- ②1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ②2 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ②3 大規模災害時に、市立病院において医療機能の確保、傷病者の救護、受入れに対応できるような緊急対応機能を整備します。(病院建設課)
- ③1 二次救急医療<sup>※1</sup>及び小児二次医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院機能を整備します。(病院建設課)
- ③2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院建設課)

※1 二次救急医療:「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」に対応する一次救急医療に対して、「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のこと。二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関を三次救急医療と呼ぶ。

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 今後の高齢化の進展に対応した地域完結型医療の実現を目指し、地域の病院、診療所等及び介護施設・事業者との連携体制の強化を図ります。(病院事業推進課)
- ① 2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ① 3 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ① 4 かかりつけ医を持つことを推奨します。(健康課)
- ① 5 医療費適正化の取組を進めながら、子ども医療費の助成を中学校卒業まで拡大します。(国保医療課)
- ② 1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ② 2 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ② 3 大規模災害時に、市立病院において医療機能の確保、傷病者の救護、受入れに対応できるような緊急対応機能を整備します。(病院事業推進課)
- ③ 1 二次救急医療<sup>※1</sup>及び小児二次医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院機能を整備します。(病院事業推進課)
- ③ 2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院事業推進課)
- ③ 3 市民ニーズの高い分野に関するセミナーや講演会を市立病院で開催します。(病院事業推進課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 かかりつけ医を持つなど、普段から健康管理に心がける。
- ① 2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ① 3 医師から十分な説明を受け、自分が受ける医療の内容を理解することにより、医療に主体的に関わっていく姿勢を持つ。
- ② 1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③ 1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③ 1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ① 1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ① 2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ① 3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ② 1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③ 1 病院の経営の効率化に努める。

※1 二次救急医療:「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」に対応する一次救急医療に対して、「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のこと。二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関を三次救急医療と呼ぶ。

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

行政の4年間の主な取組

- ① 健康づくり、介護予防への取組として運動教室や講座を実施するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(介護保険課)
- ② 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(介護保険課)
- ③ 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢福祉課)
- ④ 地域福祉の担い手を養成します。(高齢福祉課)
- ② 1 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、地域での見守り体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(介護保険課)
- ② 2 地域包括支援センター<sup>\*1</sup>を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(介護保険課)
- ② 3 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ② 4 高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢福祉課)
- ③ 1 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度に係る情報提供を行います。(介護保険課)
- ③ 2 介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課)
- ③ 3 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ③ 4 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ③ 5 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課)
- ③ 6 介護保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(介護保険課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ① 2 ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ② 1 認知症について理解を深める。
- ② 2 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ③ 1 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ① 2 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

事業者でできること

[一般事業者]

- ① 1 高齢者の雇用を促進する。

[福祉事業者]

- ③ 1 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

※1 地域包括支援センター:小分野 4-(1)-①参照

## 4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

## 行政の4年間の主な取組

- ① 健康づくり・介護予防・認知症予防の取組として運動教室や講座を実施・継続・活性化するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(高齢施策課)
- ② 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(高齢施策課)
- ③ 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢施策課)
- ④ 地域福祉の担い手を養成します。(高齢施策課)
- ⑤ 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、認知症の方を地域で見守る体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(高齢施策課)
- ⑥ 地域包括支援センター※1を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(高齢施策課)
- ⑦ 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を目指します。(高齢施策課)
- ⑧ 高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢施策課)
- ⑨ 医療のほか、介護・福祉・住まい・交通・生きがいづくりなども織り込んだ「地域包括ケアシステム」の考え方を導入し、暮らしやすいまちづくりを目指します。(高齢施策課)
- ⑩ 生きいきカードに代わるより効果的な制度を検討し、高齢者の外出支援や生活支援を目指します。(高齢施策課)
- ⑪ 認知症の初期集中対応が可能な仕組みづくりを行い、個別具体的なケアの実行を目指します。(高齢施策課)
- ⑫ 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度に係る情報提供を行います。(介護保険課・高齢施策課)
- ⑬ 介護関係の資格取得を目指す方の支援体制を整え、介護人材の確保と定着、そして、介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課)
- ⑭ 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ⑮ 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ⑯ 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課)
- ⑰ 介護保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(介護保険課)

## 市民等の役割分担

### 市民1人でできること

- ① 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ② ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ③ 認知症について理解を深める。
- ④ 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ⑤ 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

### 市民2人以上でできること

- ① 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ② 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

### 事業者でできること

#### [一般事業者]

- ① 高齢者の雇用を促進する。

#### [福祉事業者]

- ③ 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

小分野 4-(4)-②

社会保障

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療を受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。（高齢福祉課）
- ① 2 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員（社会保険労務士）の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。（高齢福祉課）
- ① 3 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。（高齢福祉課）
- ② 1 国民健康保険制度の給付内容や保険税負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。（国保医療課）
- ② 2 国保保険税確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。（国保医療課）
- ② 3 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。（健康課・国保医療課）
- ② 4 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。（国保医療課）
- ③ 1 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。（保護課）

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ② 1 医療保険等に加入し、保険税を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- ② 2 ジェネリック医薬品<sup>※1</sup>を希望する。

市民2人以上でできること

- ② 1 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 1 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 2 従業員の健康管理に配慮する。
- ② 3 ジェネリック医薬品を調剤するよう努める。

※1 ジェネリック医薬品：厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品。先発医薬品の特許満了後に、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる医薬品。先発品に比べ安価であるため、高騰し続けている医療費全体の削減や医療保険料（税）の抑制につながる。生駒市では、国民健康保険制度、市財政の健全化及び市民の医療費削減等を目的とし、平成24年2月から、全国で初めて「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定制度を開始するなど、ジェネリック医薬品普及推進事業を行っている。

## 4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療を受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

## 市民等の役割分担

### 市民1人でできること

- ① 1 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ② 1 医療保険等に加入し、保険税を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- ② 2 ジェネリック医薬品<sup>※1</sup>を希望する。

### 市民2人以上でできること

- ② 1 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 1 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

### 事業者でできること

- ② 1 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 2 従業員の健康管理に配慮する。
- ② 3 ジェネリック医薬品を調剤するよう努める。

## 行政の4年間の主な取組

- ① 1 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。（高齢施策課）
- ① 2 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員（社会保険労務士）の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。（高齢施策課）
- ① 3 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。（高齢施策課）
- ② 1 国民健康保険制度の給付内容や保険税負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。（国保医療課）
- ② 2 国保保険税確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。（国保医療課）
- ② 3 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。（健康課・国保医療課）
- ② 4 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。（国保医療課）
- ③ 1 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。（保護課）

※1 ジェネリック医薬品：厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品。先発医薬品の特許満了後に、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる医薬品。先発品に比べ安価であるため、高騰し続けている医療費全体の削減や医療保険料（税）の抑制につながる。生駒市では、国民健康保険制度、市財政の健全化及び市民の医療費削減等を目的とし、平成24年2月から、全国で初めて「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定制度を開始するなど、ジェネリック医薬品普及推進事業を行っている。

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人とない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課)
- ①2 障がい者の支援施設の充実が図られるよう、支援します。(障がい福祉課)
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課)
- ①8 個々の障がいの状態や家庭環境に応じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組みます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課)

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人とない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課・人事課)
- ①2 障がい者の支援施設の充実が図られるよう、支援します。(障がい福祉課)
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課)
- ①8 個々の障がいの状態や家庭環境に応じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組みます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課)

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

基本計画

4年後のまち

① 公共施設や道路等のバリアフリー<sup>※1</sup>化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バリアフリー、ユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ①2 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ①1 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ①2 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ①3 ノンステップバスの導入を進める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(管理課)
- ①2 奈良県住みよき福祉のまちづくり条例<sup>※3</sup>に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ①3 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(営繕課)
- ①4 公共施設において、大きな文字、サインによる表示、障がい者等に対応したトイレなどの設置を進めます。(営繕課)
- ①5 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(営繕課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

※2 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※3 奈良県住みよき福祉のまちづくり条例:障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

4年後のまち

- ① 公共施設や道路等のバリアフリー※<sup>1</sup>化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バリアフリー、ユニバーサルデザイン※<sup>2</sup>の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ①2 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ①1 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ①2 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ①3 ノンステップバスの導入を進める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(管理課)
- ①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例※<sup>3</sup>に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ①3 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(営繕課)
- ①4 公共施設において、障がい者等に配慮したトイレなどの設置を進めます。(営繕課)
- ①5 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(営繕課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

※2 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※3 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例:障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

小分野 4-(7)-①

災害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・擁壁・塀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課)
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての的確な情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課)
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、広域的な連携体制を含め、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・擁壁・塀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課)
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての的確な情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課)
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、広域的な連携体制を含め、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

基本計画

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 防災・減災に対する意識が高まり、各家庭で災害への備えに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 1 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持出品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ② 2 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- ② 3 勤務先での被災に備え、無理に帰宅を急がず勤務先に留まるための準備をするとともに、自宅に帰宅する場合に備え、普段から帰宅経路等を確認しておく。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ① 2 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 1 事業所における防災訓練を実施する。
- ① 2 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ② 1 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ② 2 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ① 2 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ① 3 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ② 1 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を行います。(危機管理課)
- ② 2 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)
- ② 3 災害時徒歩帰宅訓練を実施します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

基本計画

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 防災・減災に対する意識が高まり、各家庭で災害への備えに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持出品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ③ 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- ④ 勤務先での被災に備え、無理に帰宅を急がず勤務先に留まるための準備をするとともに、自宅に帰宅する場合に備え、普段から帰宅経路等を確認しておく。

市民2人以上でできること

- ① 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ② 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 事業所における防災訓練を実施する。
- ② 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ③ 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ④ 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力をを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ② 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ③ 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ④ 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を行います。(危機管理課)
- ⑤ 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)
- ⑥ 災害時徒歩帰宅訓練を実施します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-③

消防

基本計画

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

行政の4年間の主な取組

- ①1 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ①2 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ①3 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ①4 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ②1 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ②2 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ②3 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ②4 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ②5 広域的な災害に対応するため、近隣市町村と連携し、迅速かつ集中的な指令業務を行うため、奈良市と共同運用の整備を行います。(警防課)
- ②6 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ③1 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ③2 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 火の取扱いに注意する。
- ①2 住宅用火災警報器を設置する。
- ①3 防火講習・避難訓練に参加する。
- ③1 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 自主防災活動に参加する。
- ③1 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ①1 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ③1 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

小分野 4-(7)-③

消防

基本計画

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 火の取扱いに注意する。
- ①2 住宅用火災警報器を設置する。
- ①3 防火講習・避難訓練に参加する。
- ③1 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 自主防災活動に参加する。
- ③1 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ①1 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ③1 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

行政の4年間の主な取組

- ①1 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ①2 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ①3 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ①4 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ②1 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ②2 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ②3 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ②4 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ②5 奈良市との通信指令業務の統合の円滑な推進と、さらなる連携を検討します。(警防課)
- ②6 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ②7 「消防改革検討結果報告書」に基づき、消防力の強化・組織改革を推進します。(総務課)
- ③1 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ③2 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)
- ③3 救急車の適正な利用の促進対策を図るため、パンフレット、広報紙、ホームページ等を活用した啓発を実施します。(警防課)

小分野 4-(8)-①

交通安全

基本計画

4年後のまち

- ① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、交通ルール・交通マナーを守る意識が高まり、安全に道路が利用されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ①3 チャイルドシートやシートベルトを着用する。
- ①4 反射材やヘルメットなどの交通安全グッズを装着、着用する。

市民2人以上でできること

- ①1 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ①2 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 シートベルトを着用する。
- ①3 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ①2 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ①3 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ①5 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ①6 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的に行います。(生活安全課)
- ①7 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置、ゾーン30の指定を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ①8 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ①9 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課)

4年後のまち

- ① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、交通ルール・交通マナーを守る意識が高まり、安全に道路が利用されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ①3 チャイルドシートやシートベルトを着用する。
- ①4 反射材やヘルメットなどの交通安全グッズを装着、着用する。

市民2人以上でできること

- ①1 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ①2 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 シートベルトを着用する。
- ①3 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ①2 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ①3 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ①5 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ①6 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的に行います。(生活安全課)
- ①7 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ①8 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ①9 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課)
- ①10 警察と協議し、ゾーン30<sup>※1</sup>を毎年1箇所指定します。(生活安全課・土木課・事業計画課)

※1 ゾーン30: 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

基本計画

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ①2 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ②1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ②2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ①2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ②1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ①1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ②1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ②2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ②3 公正な取引を確保する。
- ②4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ②5 市が実施する消費者施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ①2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ①3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ①4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「こども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ①5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ①6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ①7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ②1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(消費生活センター)
- ②2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(消費生活センター)
- ②3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。(消費生活センター)
- ②4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(消費生活センター)
- ②5 消費者保護施策の充実を図るため、国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(消費生活センター)
- ②8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り、消費者教育を推進します。(消費生活センター)

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

基本計画

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ①2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ①3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ①4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「こども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ①5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ①6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ①7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ①8 通学路を中心とした防犯カメラの設置について、検討を開始します。(生活安全課)
- ①9 特殊詐欺防止装置の購入に対して、高齢者等に補助金を交付するとともに、広報・ホームページ等で啓発します。(生活安全課)
- ②1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(消費生活センター)
- ②2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(消費生活センター)
- ②3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。(消費生活センター)
- ②4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(消費生活センター)
- ②5 消費者保護施策の充実を図るため、国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(消費生活センター)
- ②8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り、消費者教育を推進します。(消費生活センター)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ①2 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ②1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ②2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ①2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ②1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ①1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ②1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ②2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ②3 公正な取引を確保する。
- ②4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ②5 市が実施する消費者施策に協力する。

小分野 5-(1)-①

学研都市

基本計画

4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ② 2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

市民2人以上でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ② 2 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

事業者でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ② 2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ③ 3 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ④ 4 産学連携事業を積極的に行う。
- ⑤ 5 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ⑥ 6 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ② 2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(都市計画課)
- ③ 3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(都市計画課)
- ④ 4 学研都市の建設推進に向けて、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(都市計画課)
- ⑤ 5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(都市計画課)

# [変更後]

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1)学研都市との連携

小分野 5-(1)-①

学研都市

## 基本計画

### 4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

### 市民等の役割分担

#### 市民1人でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

#### 市民2人以上でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

#### 事業者でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ①3 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ①4 産学連携事業を積極的に行う。
- ①5 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ①6 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

### 行政の4年間の主な取組

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(都市計画課)
- ①3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(都市計画課)
- ①4 学研都市の建設推進に向けて、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(都市計画課)
- ①5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(都市計画課)

小分野 5-(2)-①

農業

基本計画

4年後のまち

- ① 市民全体により遊休農地<sup>※1</sup>の解消が進められ、新規就農者への支援及び農業基盤の整備が進んでいる。
- ② 地産地消<sup>※2</sup>と人に優しい農業を推進し、市民と育む農のあるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 農地の保全活動などに協力する。
- ①2 積極的に遊休農地活用事業に参加する。
- ①3 新規就農する。
- ②1 地場農産物に関心を持ち、購入する。

市民2人以上でできること

- ②1 農業に関するイベントなどに参加する。
- ②2 農業体験に参加する。

事業者でできること

【農家】

- ①1 遊休農地の増加を防ぎ、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- ①2 後継者を育成する。
- ②1 行政が実施する取組に協力する。

【農業者団体】

- ②2 出荷用作物の作付面積を拡大する。
- ②3 減農薬栽培に取り組む。

【小売店】

- ②4 行政が実施する取組に協力する。
- ②5 地場農産物の販売コーナーを設置する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を生かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。(経済振興課)
- ①2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。(経済振興課)
- ①3 新規就農者を支援するため、農地の幹旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援等を行います。(経済振興課)
- ①4 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修支援、有害鳥獣被害対策に努めます。(経済振興課)
- ②1 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。(経済振興課)
- ②2 地産地消を推進するため、黒大豆や学校給食用食材の生産拡大、自主的運営農業者団体づくり、地域農産物の加工品化等を図ります。(経済振興課)
- ②3 有機栽培の啓発、減農薬の推進、エコファーマーの登録推進を図ります。(経済振興課)
- ②4 有機農業がもたらす循環・共生・多様性が環境を改善していく重要な役割であることを啓発します。(経済振興課)
- ②5 自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。(経済振興課)

※1 遊休農地: 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。

※2 地産地消: 「地元生産—地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

小分野 5-(2)-①

農業

## 基本計画

### 4年後のまち

- ① 市民全体により遊休農地<sup>※1</sup>の解消が進められ、新規就農者への支援及び農業基盤の整備が進んでいる。
- ② 地産地消<sup>※2</sup>と人に優しい農業を推進し、市民と育む農のあるまちづくりが進んでいる。

### 市民等の役割分担

#### 市民1人でできること

- ①1 農地の保全活動などに協力する。
- ①2 積極的に遊休農地活用事業に参加する。
- ①3 新規就農する。
- ②1 地場農産物に関心を持ち、購入する。

#### 市民2人以上でできること

- ②1 農業に関するイベントなどに参加する。
- ②2 農業体験に参加する。

#### 事業者でできること

##### [農家]

- ①1 遊休農地の増加を防ぎ、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- ①2 後継者を育成する。
- ②1 行政が実施する取組に協力する。

##### [農業者団体]

- ②2 出荷用作物の作付面積を拡大する。
- ②3 減農薬栽培に取り組む。

##### [小売店]

- ②4 行政が実施する取組に協力する。
- ②5 地場農産物の販売コーナーを設置する。

### 行政の4年間の主な取組

- ①1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を生かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。(経済振興課)
- ①2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。(経済振興課)
- ①3 新規就農者を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援等を行います。(経済振興課・農業委員会事務局)
- ①4 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修支援、有害鳥獣被害対策に努めます。(経済振興課)
- ①5 新規就農者への支援制度を拡充し、新規就農者を誘致し、農地に戻した遊休農地を貸し出します。(農業委員会事務局)
- ②1 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。(経済振興課)
- ②2 地産地消を推進するため、黒大豆や学校給食用食材の生産拡大、自主的運営農業者団体づくり、地域農産物の加工品化等を図ります。(経済振興課)
- ②3 有機栽培の啓発、減農薬の推進、エコファーマーの登録推進を図ります。(経済振興課)
- ②4 有機農業がもたらす循環・共生・多様性が環境を改善していく重要な役割であることを啓発します。(経済振興課)
- ②5 自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。(経済振興課)
- ②6 市独自の特産品づくりと、そのために必要な生駒ならではの農作物や果樹の栽培を支援します。(経済振興課)
- ②7 農業振興のための研究体制の構築や地元飲食店と農家との連携などを進めるための場づくりに取り組みます。(経済振興課)
- ②8 食品残さの農作物の栽培への活用、学校や農業への還元などの循環システムの事業化の方針、手法について検討します。(環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 遊休農地: 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。

※2 地産地消: 「地元生産—地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

小分野 5-(3)-①

企業立地 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 自然環境と調和した良好な工業団地が形成され、職住近接<sup>※1</sup>の住みやすいまちになっている。
- ② 工業団地内の立地環境の整備にあわせ、企業立地が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- ①2 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- ②1 企業立地に対して理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 就職についての情報交換を行う。

事業者でできること

- ①1 環境負荷を低減する環境保全計画を立て、環境に配慮した事業活動を推進する。
- ①2 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- ①3 就労機会の提供を積極的に行う。
- ②1 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。(経済振興課)
- ①2 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。(経済振興課)
- ②1 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。(経済振興課)
- ②2 既存補助制度の運用や制度の拡充など、立地企業への支援を推進します。(経済振興課)
- ②3 国や県とも連携しつつ、北田原工業団地を中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(土木課)
- ②4 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。(経済振興課・環境モデル都市推進課)
- ②5 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組めます。(経済振興課)
- ②6 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した、工業適地の確保に取り組めます。(経済振興課、都市計画課)
- ②7 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(経済振興課)

※1 職住近接: 職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。

小分野 5-(3)-①

企業立地 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 自然環境と調和した良好な工業団地が形成され、職住近接<sup>※1</sup>の住みやすいまちになっている。
- ② 工業団地内の立地環境の整備にあわせ、企業立地が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- ①2 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- ②1 企業立地に対して理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 就職についての情報交換を行う。

事業者でできること

- ①1 環境負荷を低減する環境保全計画を立て、環境に配慮した事業活動を推進する。
- ①2 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- ①3 就労機会の提供を積極的に行う。
- ②1 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。(経済振興課)
- ①2 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。(経済振興課)
- ①3 北田原南北線の円滑な工事実施、北田原中学校線の用地買収等を推進します。(土木課)
- ①4 女性の就業機会を拡大するため、テレワーク<sup>※2</sup>の普及促進に取り組みます。(経済振興課)
- ②1 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。(経済振興課)
- ②2 既存補助制度の運用や制度の拡充など、立地企業への支援を推進します。高山第1工区についても、奈良県と連携し、企業誘致を実現します。(経済振興課)
- ②3 国や県とも連携しつつ、北田原工業団地を中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(土木課)
- ②4 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。(経済振興課・環境モデル都市推進課)
- ②5 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組みます。(経済振興課)
- ②6 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した、工業適地の確保に取り組みます。(経済振興課、都市計画課)
- ②7 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(経済振興課)

※1 職住近接: 職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。

※2 テレワーク: 「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

小分野 5-(3)-②

商工業

基本計画

4年後のまち

- ① 魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ② 商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が一層活発になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① できる限り市内で商品を購入するようにする。
- ① 2 地場産業に関連したイベントに参加する。
- ② 1 商工業に対する理解を深める。

市民2人以上でできること

- ② 1 商業活性化に向けた協議会に参画する。

事業者でできること

- ① 1 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- ② 1 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- ② 2 地場産業における後継者の育成を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。(経済振興課)
- ① 2 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。(経済振興課)
- ① 3 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶釜をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。(経済振興課)
- ② 1 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。(経済振興課)
- ② 2 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種金融融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。(経済振興課)
- ② 3 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ② 4 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。(経済振興課)
- ② 5 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。(土木課)
- ② 6 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(経済振興課)

小分野 5-(3)-②

商工業

基本計画

4年後のまち

- ① 魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ② 商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が一層活発になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 できる限り市内で商品を購入するようになる。
- ①2 地場産業に関連したイベントに参加する。
- ②1 商工業に対する理解を深める。

市民2人以上でできること

- ②1 商業活性化に向けた協議会に参画する。

事業者でできること

- ①1 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- ②1 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- ②2 地場産業における後継者の育成を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。(経済振興課)
- ①2 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。(経済振興課)
- ①3 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶室をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。(経済振興課)
- ①4 商工観光ビジョンを策定し、内容を具体化します。(経済振興課)
- ②1 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。(経済振興課)
- ②2 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種資金融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。(経済振興課)
- ②3 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ②4 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。(経済振興課)
- ②5 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。(土木課)
- ②6 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(経済振興課)
- ②7 イコマニア100の一環として商工会議所と連携し、商工業活性化に資する事業等を支援します。(経済振興課)
- ②8 環境モデル住宅都市にふさわしい、省エネルギー等に秀でた市内工務店の育成・情報発信等による支援をします。(建築課・環境モデル都市推進課)
- ②9 起業支援スペース等の整備により、女性、高齢者、学生の起業支援のほか、創業者を一体的に支援するため、支援ネットワークを構築します。(経済振興課)

小分野 5-(4)-①

観光・交流

基本計画

4年後のまち

- ① 本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地など本市へ来訪者が訪れている。
- ② 本市の新しい特産品やお土産等の開発・PRを進めるなど、訪れた観光客や市民の満足度が高まる取組が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生駒の観光資源・地域資源に親しみ、理解を深める。
- ①2 観光地やまちを美しく保つ。
- ①3 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 観光資源の保存、活用に協力する。
- ①2 観光ボランティアとして活動する。

事業者でできること

- ①1 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- ①2 観光特産品を開発する。
- ①3 生駒の魅力を発信する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。(経済振興課)
- ①2 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ①3 竹あかりの夕べや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。(経済振興課)
- ①4 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。(経済振興課)
- ②1 観光ボランティアのPRを行います。(経済振興課)
- ②2 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。(経済振興課)
- ②3 産学官の連携推進による観光振興に努めます。(経済振興課)

# [変更後]

## 5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち (4)観光と多様な交流の促進

小分野 5-(4)-①

観光・交流

### 基本計画

#### 4年後のまち

- ① 本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地など本市へ来訪者が訪れている。
- ② 本市の新しい特産品やお土産等の開発・PRを進めるなど、訪れた観光客や市民の満足度が高まる取組が行われている。

#### 市民等の役割分担

##### 市民1人でできること

- ①1 生駒の観光資源・地域資源に親しみ、理解を深める。
- ①2 観光地やまちを美しく保つ。
- ①3 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

##### 市民2人以上でできること

- ①1 観光資源の保存、活用に協力する。
- ①2 観光ボランティアとして活動する。

##### 事業者でできること

- ①1 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- ①2 観光特産品を開発する。
- ①3 生駒の魅力を発信する。

#### 行政の4年間の主な取組

- ①1 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。(経済振興課)
- ①2 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ①3 高山 竹あかりや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。(経済振興課)
- ①4 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。(経済振興課)
- ②1 観光ボランティアのPRを行います。(経済振興課)
- ②2 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。(経済振興課)
- ②3 産学官の連携推進による観光振興に努めます。(経済振興課)
- ②4 市民が行う観光活性化事業・地域活性化事業への支援を行います。(経済振興課・秘書広報広聴課)
- ②5 地域の活動に対する支援など本市の観光資源を活性化するための取組を検討し、実施します。(経済振興課)
- ②6 商工観光ビジョンを策定し、内容を具体化します。(経済振興課)